

## 債権回収（一般企業）

プラン名	弁護士がすること	このような方におすすめ	弁護士費用	弁護士費用（参考）
			（月額3万円プランの顧問契約を締結されている場合）	（顧問契約を締結されていない場合）
債権回収プラン （一般企業）	①内容証明郵便での督促	回収できていない売掛金や貸付金について、弁護士から内容証明郵便を送付してもらい、督促をして欲しい。裁判を行うことまでは考えていない。	<b>月3件まで無料</b> （ただし、実費は別途必要）	1件当たり3万円＋実費（郵送料等）
	②裁判その他の法的手続	回収できていない売掛金や貸付金について、相手先に督促をしてもなかなか支払ってもらえないので、裁判・その他の法的措置を取って回収をしたい。	【着手金】 10万円＋実費（印紙代等） 【報酬金】 回収額に応じて一定のパーセンテージを乗じた金額（料率はその都度ご相談）	【着手金】 最低10万円～別途お見積り＋実費（印紙代等） 【報酬金】 回収額に応じて一定のパーセンテージを乗じた金額（料率はその都度ご相談）

## 小口債権回収パック（病院の治療費、自治体、通販会社など）

プラン名	弁護士がすること	このような方におすすめ	弁護士費用	弁護士費用（参考）
			（月額5万円プランの顧問契約を締結されている場合）	（顧問契約を締結されていない場合）
小口債権回収パック （病院の治療費、自治体、通販会社など）	③弁護士による督促 （※督促方法は別途ご相談）	1万円以下などの小口の未払金が多数発生するので、まとめて回収して欲しい。	<b>月10件程度まで無料</b> （ただし、実費は別途必要）	別途お見積りさせていただきます。

※①の内容証明郵便での督促は、弁護士名義による内容証明の作成及び発送、その後の1回目の相手方からの対応まで行います。その後、弁護士が代理人となって相手先と交渉する場合は、別途料金が必要となります（顧問契約割引適用有り）。  
 ※②について、訴訟その他の法的手続が終わっても相手先が支払わず、強制執行手続（預金差し押さえ等）が必要となった場合は、別途弁護士費用が必要となります。  
 ※③の督促方法についてはご相談させていただきます。督促は、約1か月間行います。  
 ※ここでいう「債権」には損害賠償債権は含まれません。損害賠償債権については、別途お見積りさせていただきます。